

岩手県告示第 755 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 11 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 340 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字軽米第 18 地割字尾田 76 番 1 地先から 60 番 1 地先まで	新	m 69.4～21.8	m 260.0
	旧	68.0～13.0	260.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 4 日から同年 12 月 4 日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 342 号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町祭時山国有林 47 林班は小班地先から字市 野々原 108 番 12 地先まで	新	A m 38.0～11.2	m 397.0
		B 61.0～6.0	558.4
	旧	A 38.0～11.2	397.0

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 4 日から同年 12 月 4 日まで